

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一  
…(環境局総務部環境政策課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………六  
…(同)……………六

### 公告

- 土地区画整理事業の換地処分……………一  
…(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………一
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………一  
…(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 開発行為に関する工事完了……………二  
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………二  
…(産業労働局商工部地域産業振興課)……………二

### 雑報

- 東京都職員共済組合組合会互選議員補欠選挙の結果……………二  
…(東京都職員共済組合)……………二

## 告示

### 東京都告示第八百四十六号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、妙見島混合所新規破砕処理施設設置事業について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月十六日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

世紀東急工業株式会社

代表取締役 平喜一

港区三田三丁目十三番十六号

二 対象事業の名称及び種類

妙見島混合所新規破砕処理施設設置事業

廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、既存破砕処理施設のある敷地に隣接する敷地において、改良土を生成する設備を有する破砕処理施設を新たに整備するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについて

事業者の見解の概要

対象事業について、都民等の意見が五件、事業段階関係区長等からの意見が三件あり、意見の内容は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、廃棄物及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和三年六月十六日から同年七月五日まで。ただし、

日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江戸川区環境部環境課

江戸川区中央二丁目四番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見並びにそれらについての事業者の見解の概要  
評価書案について提出された都民、市川市民及び浦安市民（以下「都民等」という。）の意見書及び事業段階関係区長及び本事業の近隣区市である市川市長、浦安市長（以下「事業段階関係区長等」という。）の意見の件数は、表に示すとおりである。

表 意見等の件数

意見等	件数
都民等の意見書	5
事業段階関係区長等の意見	3
合計	8

都民等からの主な意見の概要と事業者の見解

都民等からの主な意見の概要並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

大気汚染

都民等の意見	事業者の見解
これまで対岸の浦安側でも、洗車した車がすぐに埃まみれになるなど粉塵の被害を被ってきた。新しい破碎処理施設では建物内で処理するとすのぼり、敷地に山のように野積みして置くことになれば、粉塵が周辺に飛散することになりすのぼり。搬入された処理前の残土についても建物内に保管すべきと思います。現在は江戸川区側には、一部塵へい壁を廻らせています。周囲の環境に大きな影響を及ぼす施設については、徹底的な粉塵飛散対策をとるべきであり、施設全体を囲む様な遮へい対策をとるべきと思います。	塵材ヤード及び建設養生土ヤードは屋根掛けしませんが、塵材の搬出入口を除き、5m～8mの仕切り壁に囲まれています。破碎処理施設の処理能力が上がることから、塵材が山積み状態になる前に処理し、屋根掛けする再生製品ヤード及び改良土ヤードに搬送、保管します。また、再生製品ヤード及び改良土ヤードを含めたすべてのヤードにスプリンクラーを取り付けるほか、適宜、場内散水を行うことで粉じんの飛散を防止します。なお、計画地北東側（浦安側）は新施設整備時、計画地南側は、既存施設の解体後に、高さ10mの遮音壁を新たに整備し、計画地全体を囲み、粉じんの飛散を防止します。
無風状態であれば影響はないだろうが、これまで風の強いときの被害が著しい。東風では東京都側が、西風では千葉県側に被害が出る。特に川沿いの住民は被害が大きい。粉塵で船や自動車の屋根が黒くなる。人体への影響も当然出る。	新施設整備後は、建築物内で破碎処理を行うことにより、粉じん、騒音・振動を発生源から対策することが可能となり、これまでよりも環境改善が図られると考えます。

騒音・振動

都民等の意見	事業者の見解
処理施設は建物内で行い騒音対策に万全を期すとの事ですが、これまで、塵土は昼夜を問わずトラックで搬入されて来ており、真夜中にもかかわらず搬入トラックの運転手に、係員が拡声器を使って大音量で「〇〇建設さん〇番ホームへ」などと人音で誘導する運営が行われていました。また処理機械の稼働に伴う異音騒音もひどく、夜間、安眠を妨害される状態です。通信機器も進んでいる今日、従来のような誘導方法は止め、周辺地域に迷惑の掛からない運営を求めます。	誘導音については、現時点でスピーカーの位置を低くする、音量を抑えるなどの対策を講じています。また、局所的に知らせるスピーカーの導入も検討しています。将来的には、騒音が発生しない電光掲示板や通信機器などの導入を進めます。現在、野外に設置されている設備機器は、すべて建築物内に格納されます。また、定期的なメンテナンスにより、機器の異常による大きな騒音の発生を未然に防ぐなどの対策も行います。これらの対策により、これまで以上に騒音の発生及び伝搬を抑制できると考えます。
夜間、処理機械から異音騒音が発生することもありますが、新しい施設になればこの様なことが改善されるのですか。	運転時間は、原則8時～17時の8時間とします。メンテナンス作業で日中に運転できなかつた場合のみ、夜間運転する可能性があります。また、夜間運転する場合は、緊急時を除き、原則17～22時までとします。なお、新施設では、設備機器はすべて建築物内に格納されるため、騒音の発生及び伝搬を抑制できると考えます。
周辺住民との年一回程度の懇談会を設けるなど、工事完了後の対応を丁寧に行うこと。音は上昇して散散することがあるため、工事終了後に問題が生じた場合は遮音壁をさらに高くするなど対応を行うこと。	問合せ窓口を設置し、周辺住民の方々からの意見、要望に対しては、誠意を持って対応します。また、工事の完了後、施設からの騒音が周辺環境に影響を及ぼすことが確認された場合は、適切に対応します。

廃棄物

都民等の意見	事業者の見解
産業廃棄物に含まれるプラスチック対策をしっかりと行うこと。	プラスチック含有建材を含む施設の解体工事の実施に際しては、最新の法令等に従い、適切に処理・処分いたします。

環境全般

都民等の意見	事業者の見解
<p>本事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域を計画地中心から半径800mの範囲とされた。</p> <p>令和元年8月の調査計画書に対する意見書を提出し、妙見島外にも調査ポイントを設置するように要望していたが、妙見島内の計画地内外しか設けられていない。令和3年2月7日の説明会において、何故島外に設けないかを質問したところ、計画地が数値的に最も高いと思われたので島内のみとしたとの回答であった。説明会の予定時間が過ぎたので、意見書提出で述べます。今回の調査結果で基準値内と示されても、800mの範囲内の住民には理解できない。これまでの数十年間妙見島からの悪臭・騒音・粉塵・振動等で被害を受けてきた住民として、事後調査では島外に調査ポイントを設けての実施を要望する。</p> <p>処理施設の半径800mの範囲は旧江戸川の中州にあるとはいえず、四方、住宅で囲まれており、住宅地への環境悪化が懸念される。</p>	<p>計画地中心から半径800mの範囲は、「景観」の予測地点が概ね半径800m圏内(評価書案p191参照)にあり、「景観」の観点から、環境に影響を及ぼす地域を計画地中心から半径800mの範囲と設定しました。工事完了後の施設稼働による騒音・振動の最大値は敷地境界で出現します。</p> <p>予測については、距離減衰を考慮して計画地中心から500m四方の範囲でも行っておりますが、たとえば、施設の稼働による騒音・振動は、敷地境界で騒音50dB、振動32dBの最大値が出現し、島外においてはこちらより小さくなると予測されております。(評価書案p176、178参照)</p> <p>妙見島外では本事業以外の要因による影響を受けることが想定されるため、本事業による影響を正しく予測・評価をすることが困難です。そのため、調査地点は、最も影響が大きいと想定され、適切に状況を把握できる地点として、計画地敷地境界を選定しており、事後調査も最人値出現地点である計画地敷地境界で実施いたします。なお、既存施設では散水、遮音壁の設置など粉じんの飛散過程、騒音・振動の伝搬過程の対策となっておりますが、整備後は、建築物内で破砕処理を行うことで粉じん、騒音・振動を発生過程から対策することが可能となり、これまでも環境改善が図られると考えます。</p>
<p>昭和61年以前に計画された時には(住民による反対運動があった)知らない間に完成し、操業をされていて夜間作業はしないことになっていて夜間作業がされており、風向きが北東になると(午前12時～午前2時ごろ)悪臭があり安眠被害があった。</p>	<p>既存破砕処理施設は、稼働開始時から8時間運転の届出をしておき、塵材等の受入を24時間行っておりますが、夜間運転は行っておりません。</p> <p>既設のアスファルトプラント、リサイクルプラントは、操業当初より24時間稼働となっており、夜間も操業しております。現在、アスファルトプラント、リサイクルプラントには脱臭炉を設置し、煙突から排出される排気ガスの臭気指数は、規制基準を下回っております(評価書案資料編p7参照)。悪臭は改善されております。</p> <p>なお、製造後のアスファルト臭については、引続き対策を検討いたします。</p>
<p>遮音壁10メートルは評価できる。ただ、粉塵の飛散防止や騒音を防ぐと計画しても、周辺住民が被害を受けたと表明された場合は、内容を聞き取り、実態を把握し、直ちに対策を講じること。</p>	<p>周辺住民の方々の意見については、問合せ窓口を設置し、その都度、内容を聞き取り、実態把握の調査を行い、必要に応じて、適切な対策を講じます。</p>

都民等の意見

事業者の見解

<p>塵材等運搬車両、再生品運搬車両の合計が実績値と整備後の処理能力から、現況の1,020台から最大1,540台に増加することが想定される。その中で騒音対策、振動対策、大気汚染対策の具体的な取り組みの提示を要望する。</p>	<p>【大気汚染対策】 新敷地の場内路面は、アスファルト舗装を施すとともに、適宜、場内散水を行うことで、搬出入車両のタイヤに泥・土が付着しないように努めます。また、出口にはタイヤ洗い場を設置し、泥・土の水洗いを確実にいたします。</p> <p>【騒音・振動対策】 搬出入車両業者には、走行可能な区間は幹線道路を走行すること、規制速度を遵守することを定期的に周知する取り組みを徹底することにより、関係者の環境保全に係る意識向上に努めてまいります。</p> <p>また、場内には路上駐車禁止、不必要なアイドリングの禁止、規制速度遵守等、環境の保全等に係る行動の徹底又は同行を求める看板等を取り付け、関係者への啓蒙に努めます。</p>
<p>処理能力が増大するため夜間作業時に排出される煙や騒音による悪臭の発生・不眠や呼吸器等々の人体に対する被害が増大する。</p>	<p>既存のアスファルトプラント、リサイクルプラントには脱臭炉を設置しています。アスファルト生成過程において、発生した臭気成分を高温で燃焼させて分解、脱臭しており、煙突から排出される排気ガスの臭気指数は、規制基準を下回っております(評価書案資料編p7参照)。</p> <p>また、煙突から見える煙は、排ガス中の水蒸気です。煙突から出て大気中で急激に冷やされることにより、煙状となって見えています。</p> <p>なお、製品製造後のアスファルト臭については、引続き対策を検討いたします。</p>
<p>大気汚染、騒音振動、廃棄物、温室効果ガスそれぞれ施設の建設、稼働建設機械車両の走行そして景観に至りては釣り船、屋形船のご福選の場面では東西線ガード鉄橋が妙見島の世紀東急の美観が見えてくると一日の楽しい思い出となる。</p>	<p>建築物等は、周辺の建物群のスカイラインに調和した高さ、外観意匠、色彩とします。ご期待いただいているとおり、周辺の環境に調和した景観を創出できると考えております。</p>

**事業段階関係区長等からの意見と事業者の見解**  
 事業段階関係区長等である江戸川区長、市川市長及び浦安市長からの意見の概要並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

**江戸川区長からの意見と事業者の見解**

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p><b>【全体的事項】</b>            事業の実施にあたり、遵守・準拠している法令や計画、指針、ガイドライン等が評価書案に記載されているが、改正を予定しているものがあるため、常に最新の各法令等を把握し、遵守・準拠すること。</p>	<p>事業の実施にあたっては、常に法令や計画・指針・ガイドライン等の改正を注視し、最新の各法令等を遵守・準拠します。</p>
<p>予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。</p>	<p>予測・評価項目として選定しなかった項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理いたします。また、環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられる場合、必要な対策を講じる等、適切に対応します。</p>
<p>事業の実施にあたり、環境影響評価手続きで示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。</p>	<p>工事の施行中は、指定のある建設機械は、排ガス対策型建設機械、低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境保全のための措置を確実に実施します。また、工事の完了後においても、環境保全のための措置を確実に実施します。</p>
<p>近隣住民からの問い合わせ・要望があった場合には、誠意を持って対応するように、努められたい。</p>	<p>近隣住民からの問い合わせ・要望に対しては、問合せ窓口を設置し、誠意を持って対応します。</p>

**江戸川区長の意見**

**事業者の見解**

<p><b>【大気汚染】</b>            大気汚染防止法の、船を改正する法律が令和2年6月5日に公布され、アスベスト含有建材を含む工事について、新たな規定が設けられたため、解体工事の際は最新の法令等に従って対応されたい。</p>	<p>既存破砕処理施設の建屋において、レベル3に該当するアスベスト含有建材の使用が確認されています。なお、解体工事前に対象となるすべての建屋のアスベストの有無について、調査を実施し、使用が確認された場合は、最新の法令等に従い、適切に処理・処分を行います。</p>
<p>工事施行中の工事車両の走行や既存施設を含め、稼働に伴って発生する粉じんについて、大気並びに周辺の環境悪化の懸念が生じるため、その対策を記載されたい。</p>	<p>工事の施行中における粉じん対策として、以下に示す環境保全のための措置を実施し、粉じんの飛散の防止に努めます。            ・遮音壁のない計画地北東側には新施設整備時に高さ10mの遮音壁を設置します。            ・工事現場及び工事用車両が走行する計画地東側道路には、必要に応じて散水します。            ・土砂運搬車両等、粉じんの飛散が起りやすい工事用車両には、カバーシートを使用します。            ・計画地を出入りする工事用車両は、タイヤに付着した泥・土の水洗いを行います。</p>
<p>二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、工事の施工中は建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う大気質のみの評価になっているため、既存のアスファルトプラント及びリサイクルプラントから発生する大気質を含めて評価されたい。</p>	<p>既存のアスファルトプラント、リサイクルプラントは、本事業の対策施設ではないため、評価に含まれていません。            なお、既存のアスファルトプラント、リサイクルプラントから発生する大気質の寄与率は小さく、バックグラウンド濃度（現況濃度）に含まれていると考えています。            バックグラウンド濃度（現況濃度）は、江戸川区、市川市及び浦安市の一般環境大気常時監視測定局における平成26年度から平成30年度の5年間の平均値から算出しており、計画地及びその周辺地域の対気質濃度に相当すると考えております。</p>
<p>工事完了後の粉じん対策について、ストックヤードや破砕施設だけでなく既存施設を含めて場内全体について評価されたい。</p>	<p>工事完了後、既存破砕処理施設は解体いたしました。また、併設するアスファルト・リサイクルプラントは粉じんを発生する施設ではないため、評価に含まれていません。            新施設整備後は、ヤードの積み下ろし時は散水を行い、塵材等を投入するホッパーにはシャワーノズルを取り付け、粉じんの発生を防止します。また、屋根掛けする再生製品ヤード、改良土ヤードを含めたすべてのヤードにスプリンクラーを取り付けるほか、適宜、場内散水を行うことで、粉じんの飛散を防止します。</p>
<p>ヤードの積み下ろしや保管中の粉じん対策について、遮音壁だけでなく散水など講じられた</p>	<p></p>

江戸川区長の意見	事業者の見解
<p><b>【騒音・振動】</b></p> <p>工事の施行中において、既存施設の稼働及び工事用車両以外の搬出入車両などから発生する騒音・振動を含めて評価されたい。</p>	<p>事業所から発生するすべての騒音・振動を合成して予測するためには、騒音・振動の種類毎に発生条件を統一的に設定する必要があります。しかし、破砕処理施設の設備機器以外のご指摘のような騒音源・振動源の発生条件(継続時間や発生回数等)を仮定することは困難です。よって、事業所から発生するすべての騒音・振動は、工事の施行中及び工事の完了後ともに事後調査で把握していきたいと考えます。なお、場内アナウンスについては、スピーカーの位置を低くする、音量を抑えるなどの対策を講じており、将来的には騒音が発生しない通信機器等の導入を進めます。また、場内の重機、車両については、不必要な高負荷運転の回避及びエアードリンドラムの励行等により、可能な限り騒音・振動の低減に努めます。</p>
<p>工事の完了後において、既存施設のアナウンス・ドラムを含め、場内の重機の稼働音、場内の車両の走行音・ダンゾアアップ時の騒音や振動、車両誘導のための場内アナウンス等、当該事業所から発生するすべての騒音・振動を評価されたい。また、夜間作業を行う可能性があるため、夜間の時間帯においても上記と同様に評価されたい。</p>	<p>低騒音・低振動型の指定のある建設機械は可能な限り採用し、騒音・振動の低減に努めます。</p>
<p>搬出入車両が1,020台から1,540台に増える計画であるため、路上に滞留して交通障害を引き起こさないように、必要に応じて場内での待機場所の設置を検討されたい。また、前もって道路において、搬出入車両以外の車両や歩行者に対する安全対策・粉じん対策を講じられたい。</p>	<p><b>【交通安全対策】</b></p> <p>現在、計画地出入口には警備員が常駐し、車両の誘導を行っています。また、計画地東側道路に向けて、監視カメラを設置し、車両が滞留する前に計画地内に誘導するなどの対策も進めています。上記の対策に加え、本事業では、構内道路の整備や車両待機スペースの確保により、計画地東側道路に車両が滞留することに伴う浦安橋通りの渋滞回避に努めます。また、引き続き、警備員による誘導を行うとともに、上記滞留回避措置を講じることで、視認性を高め、安全な道路環境の確保に努めます。</p>
	<p><b>【粉じん対策】</b></p> <p>適宜、散水を行うほか、施設の出口にはタイヤに付着した泥・土を洗い流すタイヤ洗い場を設置し、計画地東側道路に粉じんが飛散しないように努めます。</p>

市川市長からの意見と事業者の見解	
市川市長の意見	事業者の見解
<p><b>【全体的事項】</b></p> <p>事業の実施にあたっては、環境影響評価書に則り、環境保全措置を講じることがもちろん、新たな健康が生じた場合や知見の集積が得られた場合等においては、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らして適正な配慮を講じること。</p> <p>具体的な工事計画の策定及び施工にあたっては、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置の実施徹底を図ること。</p>	<p>事業の実施にあたって、新たに調査等の必要が生じた場合は、環境保全のための措置を講じ、周辺住民の方々の負担低減に努めます。</p>
<p>事業者の責務として、工事完了後においても、施設の稼働に伴う大気汚染物質、騒音・振動、温室効果ガスのさらなる低減に努めること。</p>	<p>工事計画の策定及び施工にあたっては、施工会社と適宜、安全管理を含めた会議を行うなど、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置の実施徹底を図ります。</p> <p>工事の完了後においても、施設の稼働に伴う大気汚染物質、騒音・振動、温室効果ガスのさらなる低減について、継続的に努めます。</p>

浦安市長からの意見と事業者の見解

浦安市長の意見	事業者の見解
<p>【臭気】</p> <p>悪臭については、計画作成時の照会において、予測・評価を行うこととして意見していたが、今回の事業は新たに整備する施設を対象としており、悪臭発生施設の整備ではないとして、本評価書案では評価項目として選定されていない。</p> <p>しかし、現地調査が実施され、環境基準は満たしているとの結果は記録されていることから、評価対象としての有無については改めて意見するものではない。</p> <p>但し、河岸住民の不安は続いており、風向等の状況によって既存施設に起因するばい煙臭気の影響に関しては、一層の配慮を要請する。</p>	<p>本事業において、悪臭は評価項目として選定していませんが、地域住民の方々の悪臭、粉じん、騒音、振動等に関する意見については、問合せ窓口を設置し、その都度、内容を聞き取り、実態把握の調査を行い、必要に応じて、適切な対策を講じます。</p>
<p>【粉じん】</p> <p>上記の悪臭と同様、風向等の状況により既存施設から発生している、粉じん(砂塵)についても、対策を求める。</p>	<p>計画地北東側に高さ10mの遮音壁を設置することで、計画地全体を囲む計画となっており、粉じんの飛散を防止します。その他、適宜、場内散水を行うなどにより粉じんの飛散を防止します。</p> <p>工事の完了後、破砕処理施設は建築物内に格納されることから、粉じんを発生段階から防止します。また、屋根掛けする再生製品ヤードも含めたすべてのヤードにスプリンクラーを取り付けるほか、適宜、場内散水を行うことで、粉じんの飛散を防止します。</p>
<p>【騒音】</p> <p>騒音については、工事中及び完成後の作業音と、それに伴う車両交通騒音を評価しており、この結果について異議はない。</p> <p>但し、夜間作業における誘導の音声等については市民からも相談が寄せられており、測定結果についても、本市に面する東側は、路上車両アイドリングの影響有りとしても、昼間と遜色なく騒音が発生していること、また現状では、この北東向きには遮音壁の計画が無いことから、特に夜間の操業について、騒音負担低減への更なる配慮を求める。</p>	<p>誘導音については、現時点でスピーカーの位置を低くする、音量を抑えるなどの対策を講じています。また、局所的に知らせるスピーカーの導入も検討しています。将来的には、騒音が発生しない電光掲示板や通信機器などの導入を進めます。</p> <p>現在、遮音壁のない、計画地北東側には、高さ10mの遮音壁を設置します。また、計画地南側についても、既存施設の解体後に、高さ10mの遮音壁を新たに整備し、計画地全体を囲むことで、騒音の伝播を抑制します。</p>
<p>【その他】</p> <p>本評価書について、把握した内容の他、新たに疑義が生じた場合、又は知見の集積が得られた場合等について、環境影響評価制度の趣旨に照らして適切な配慮を講じ、周辺住民の負担低減に努めること。</p>	<p>事業の実施にあたって、新たに調査等の必要が生じた場合は、環境保全のための措置を講じ、周辺住民の方々の負担低減に努めます。</p>

●東京都告示第八百四十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき(仮称)新宿駅西口地区開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小田急電鉄株式会社

代表取締役 星野 晃司

渋谷区代々木二丁目二十八番十二号

東京地下鉄株式会社

代表取締役社長 山村 明義

台東区東上野三丁目十九番六号

二 対象事業の名称及び種類

(仮称)新宿駅西口地区開発事業

高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、新宿区西新宿一丁目において、計画地内にある小田急百貨店等を解体・撤去し、商業・業務・駅施設等の複合用途で構成される高層建築物を建設するものであり、計画地は、条例第四十条第四項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)に位置している。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和三年六月十六日から同月三十日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番一号

イ 渋谷区環境政策部環境整備課

渋谷区宇田川町一番一号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、東京都環境影響評価条例施行規則に定める環境影響評価の項目を対象に、現況調査を行い、地域の特性及び事業計画の内容を勘案して、予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 1(1)～(5)に示すとおりである。

なお、計画地は、東京都環境影響評価条例第 40 条第 4 項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)であり、同施行規則第 52 条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第 9 条の規定に係わらず、同施行規則第 54 条に定める環境影響評価の項目から選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき調査・予測・評価を行った。

表 1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
① 工事の施行中	<p><b>【建設機械の稼働】</b></p> <p>二酸化窒素については、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の年間98%値）は最大0.056ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまる。建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は23.6%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、建設機械の稼働に伴う汚染物質排出量が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に建設機械の稼働による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の2%除外値）は最大0.059mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、建設機械の稼働による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は12.9%である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の集中稼働を避けるなど効果的な稼働に努めるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の採用等の環境保全のための措置を講じることで、影響の低減に努める。</p>
1. 大気汚染	<p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまる。浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。建設機械の稼働による寄与率は大きいですが、上記のような環境保全のための措置を講じることで、影響の低減が図られると考える。</p> <p><b>【工事車両の走行】</b></p> <p>二酸化窒素については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の年間98%値）は0.048～0.050ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまる。工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.2%以下である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点における、バックグラウンド濃度に工事用車両の走行による濃度を加えた工事の施行中の将来濃度（日平均値の2%除外値）は0.050mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、工事用車両の走行による濃度が工事の施行中の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%未満である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまる。浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。また、工事用車両による寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

表 1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
② 工事の完了後	<p><b>【関連車両<sup>※</sup>の走行】</b></p> <p>二酸化窒素については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間98%値）は0.048～0.050ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまる。関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%以下である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に関連車両の走行による濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の2%除外値）は0.050mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、関連車両の走行による濃度が工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%未満である。</p> <p>なお、物流効率化等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p>
1. 大気汚染	<p><b>【地下駐車場の供用】</b></p> <p>二酸化窒素については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間98%値）は最大で0.048ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまる。地下駐車場の供用に伴う工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.4%である。</p> <p>また、浮遊粒子状物質については、工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に地下駐車場の供用に伴う濃度を加えた工事の完了後の将来濃度（日平均値の2%除外値）は最大で0.050mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標とした「大気汚染に係る環境基準について」の環境基準値（0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を下回り、地下駐車場の供用に伴う工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.1%である。</p> <p>なお、アイドリソングラストップの励行や物流効率化等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、二酸化窒素の予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまる。浮遊粒子状物質の予測結果は環境基準値を下回る。また、地下駐車場の供用に伴う寄与率は小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p> <p><b>【熱源施設の稼働】</b></p> <p>工事の完了後で施設の事業活動が通常の状態に達した時点における、バックグラウンド濃度に熱源施設の稼働に伴う濃度を加えた二酸化窒素の工事の完了後の将来濃度（日平均値の年間98%値）は最大で0.048ppmであり、評価の指標とした「二酸化窒素に係る環境基準について」の環境基準値（0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）内におさまる。熱源施設の稼働に伴う工事の完了後の将来濃度（年平均値）に占める割合（寄与率）は0.4%である。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした環境基準値内におさまるとともに、熱源施設の稼働に伴う寄与率は小さいと考える。</p>

※：関連車両＝工事の完了後（供用後）に、本事業の実施により増加する交通量



表 1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
① 工事の施行中 騒音・振動	<p><b>〔建設機械の稼働〕</b> 騒音については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予想される時点における工事区域敷地境界の最大騒音レベルは、75dB であり、評価の指標とした「指定建設作業に適用する騒音の報告基準」の基準値 (80dB 以下) を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所で集中稼働することがないよう計画する等の環境保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働に伴う騒音の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした報告基準値を下回る。建設機械の稼働に伴う騒音の影響は発生するが、上記のような環境保全のための措置を講じることで、影響の低減が図られると考える。</p> <p>振動については、建設機械の稼働に伴う影響が最大になると予想される時点における工事区域敷地境界の最大振動レベルは、68dB であり、評価の指標とした「指定建設作業に適用する振動の報告基準」の基準値 (70dB 以下) を下回る。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、建設機械が1ヶ所で集中稼働することがないよう計画する等の環境保全のための措置を講じることで、建設機械の稼働による振動の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした報告基準値を下回る。建設機械の稼働に伴う振動の影響は発生するが、上記のような環境保全のための措置を講じることで、影響の低減が図られると考える。</p> <p><b>〔工事用車両の走行〕</b> 騒音については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点において、工事用車両が走行する時間 (7～19 時) を含む昼間 (6～22 時) の道路端の騒音レベルは 61～71dB である。一部の地点で評価の指標とした「騒音に係る環境基準」の基準値 (地点に応じて 65dB 以下または 70dB 以下) を上回るが、この地点の工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 未満 (0.1dB 以下) である。その他の地点は基準値を下回り、工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 以下 (0.5dB 以下) である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした環境基準値を上回る地点もあるが、工事用車両による増加騒音レベルは 1dB 以下 (0.5dB 以下) と小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p> <p>振動については、工事用車両の走行台数が最大になると予想される時点において、工事用車両が走行する時間 (7～19 時：昼間[8～19 時]、夜間[7～8 時]) の道路端の最大振動レベルは昼間が 25dB 未満～51dB、夜間が 25dB 未満～53dB であり、評価の指標とした「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (以下「環境確保条例」という。)) に基づく「日常生活等に適用する規制基準」の基準値 (昼間 65dB 以下、夜間 60dB 以下 (第二種区域)) を下回る。</p> <p>また、工事用車両による増加振動レベルは、1dB 以下である。</p> <p>なお、工事の実施に際しては、工事用車両の適切な運行管理により車両の集中化を避ける等の環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減に努める。</p> <p>以上のとおり、予測結果は評価の指標とした規制基準値を下回るとともに、工事用車両による増加振動レベルは小さく、上記のような環境保全のための措置を講じることで、更なる影響の低減が図られると考える。</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p><b>① 工事の完了後</b> 計画地及び計画地周辺地域の大部分は日影規制の規制対象区域外 (商業地域) であり、計画地の北西方向及び北東方向の遠方の第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域が規制対象区域となっている。計画建物による冬至日における1時間以上の日影は規制対象区域に生じず、規制される日影時間 (最も短い規制値で2時間) を超えないことから、日影規制を満足する。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める基準を満足すると考える。</p>
4. 電波障害	<p><b>① 工事の完了後</b> 計画建物の設置により、地上デジタル放送については計画地の西南西方向の一部の地域において遅へい障害が、衛星放送については計画地の北北東～北東方向の一部の地域において遅へい障害が生じると予測されるが、計画建物の起因して新たな電波障害が発生した場合には、「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」(郵政省電波監理局長通達) に基づき、適切な障害対策 (アンテナ設備の改善、CATV の導入、共同受信施設の導入等) を講じる。また、電波障害の発生が予測される地域以外において、計画建物に起因して新たな電波障害が発生した場合には、適切な障害対策を講じる。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足すると考える。</p>
5. 風環境	<p><b>① 工事の完了後</b> 計画建物の建設による計画地周辺地域の風環境は、建設前と比較すると領域の変化は見られるが、大部分は低中層市街地相当 (住宅地とオフアス街の中間的な街区で見られる風環境) の領域 B* おおきまり、新たに中高層市街地相当 (オフアス街で見られる風環境) の領域 C、強風地域相当 (好ましくない風環境) の領域 D となる地点はない。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の土地利用は低中層市街地相当と中高層市街地相当が混在した状況にあるため、予測結果は評価の指標とした「風工学研究所の提案による風環境評価指標」に示されている風環境の領域区分に対応していると考ええる。</p> <p>※：風工学研究所の提案による風環境評価指標の領域区分) 領域 A：住宅地相当 (住宅地で見られる風環境) 領域 B：低中層市街地相当 (領域 A と領域 C の中間的な街区で見られる風環境) 領域 C：中高層市街地相当 (オフアス街で見られる風環境) 領域 D：強風地域相当 (好ましくない風環境)</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

評価の結論

項目

① 工事後	<p>【主要な景観の構成要素の変更の程度及びその変化による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の主要な景観構成要素は、中高層～超高層建築物、鉄道、駅舎、道路、入江地盤、緑等であり、計画建築物の建設により、景観構成要素を大きく変化させることはないと考える。計画建築物の高層部は視認性を高めた全方位性のあるデザインとすることで遠方からも認識できる新たなランドマークとなるとともに、周辺の超高層建築物群と調和したスカイラインの形成に寄与すると考える。</p> <p>また、計画建物内には、重層的な歩行者動線を確保することで人々の回遊性を高めるとともに、賑わいに資する店舗等の施設を設ける。これにより、日本有数のターミナル駅にふさわしい、新宿駅西口の魅力強化に資する賑わいあふれる駅前景観の形成に寄与すると考える。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価とした「周辺の超高層建築物群との調和と駅のランドマーク性を両立するスカイラインの形成」、「視認性の高い高層部のデザイン」、「新宿駅西口のにぎわい強化に資する駅前景観の形成」を満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>遠景域の眺望地点からは、計画建物（高層部）は周辺の既存建築物と一体となった都市的景観が形成され则认为。</p> <p>中京域及び近景域の眺望地点からは、計画建物は周辺の超高層建築物と一体となって、高度利川が進んだ都市的景観が形成されるとともに、新宿グランドターミナルの拠点性を象徴するランドマークとして、新たな都市的景観が形成され则认为。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価とした「周辺の超高層建築物群との調和と駅のランドマーク性を両立するスカイラインの形成」、「視認性の高い高層部のデザイン」を満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>工事の完了後の形態率は約 41.5～65.5%であり、現況の形態率からの変化量は約 7.7～14.3ポイントである。</p> <p>本事業では、計画建物の前面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつける等の環境保全のための措置を講じること、圧迫感の軽減が図られると考える。</p> <p>以上のことから、予測結果は評価とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
-------	---

公 告

土地区画整理事業の換地処分について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により東京都市計画事業佐野六木土地区画整理事業施行者足立区代表者足立区長近藤弥生から換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により東金町一丁目西地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和三年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

坂本自動車株式会社 代表取締役 宮下 敦之

二 住所

台東区日本堤二丁目三十六番十号

開発行為に関する工事後の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

狛江市東和泉一丁目二千三百  
七十七番八及び同番十一(第  
二工区)  
渋谷区初台一丁目四十七番  
一号  
小田急不動産株式会社  
代表取締役 金子 一郎

小平市美園町三丁目三百四十  
五番一、同番二十、同番二十  
一の一部、同番四十六から同  
番五十まで、三百四十七番五  
及び同番八から同番十まで  
西東京市芝久保町四丁目二  
十六番三号  
株式会社東栄住宅  
代表取締役 佐藤 千尋

狛江市和泉本町二丁目千三百  
二十八番三の一部  
小平市鈴木町一丁目四百七  
十二番地四十  
誠賀建設株式会社  
代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る  
意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次の  
とおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年六月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) いなげや東恋ヶ窪店

二 店舗所在地 国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一  
ほか

三 設置者名 株式会社いなげや

四 意見書

ア 提出者及び 個人

住所

イ 概要

国分寺市在住

(ア) 現在のいなげや建築予定の設計に  
おいて植栽への影響があるのは明  
らかである。日照、風通しによる  
温度変化の影響を考慮し、隣接す  
る住居環境の保全を求めため、  
境界線よりいなげや建築物(付属  
する突起物なども含めて)まで、  
最低5メートル以上の空間をあけ  
ることを求める。現在の状況で工  
事を進め、建築された場合のマン  
ション植栽への対処に関する責任  
の所在を明確にしてほしい。  
(イ) 騒音は、高層マンションについて  
高さ方向の予測がなされるべきで  
ある。荷さばき施設についても、  
最も影響を受けると予想される地  
点で予測をするべきである。店舗  
建設にあたり、その対策を具体的  
に示すべきである。

ウ 収受日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興  
課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年六月十六日から同年七月十六  
日まで。ただし、東京都の休日に関す  
る条例(平成元年東京都条例第十号)  
に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分ま  
で。ただし、正午から午後一時までを  
除く。

一 店舗名

(仮称) いなげや東恋ヶ窪店

二 店舗所在地

国分寺市東恋ヶ窪二丁目三十四番地一  
ほか

三 設置者名

株式会社いなげや

四 意見書

ア 提出者及び 個人

住所

小平市在住

イ 概要

車による来店を禁止することを求める。  
業務車の通行についても、指定の来退  
店経路の遵守を求める。在住者の生活  
環境を脅かし、安全性を損なうとした  
ら、大規模店の出店で地域の付加価値  
を下げるようになる。地域の価値が上  
がるように計画が進むことを期待する。

ウ 収受日

令和三年五月三十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興  
課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年六月十六日から同年七月十六  
日まで。ただし、東京都の休日に関す  
る条例(平成元年東京都条例第十号)  
に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分ま  
で。ただし、正午から午後一時までを  
除く。

雑 報

東京都職員共済組合会互選議員補欠選挙  
の結果について

令和三年五月二十一日に執行した東京都職員共済組合組  
合会互選議員補欠選挙に次の者が当選したので、東京都職  
員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告)第十六条  
第二項の規定に基づき公告する。

令和三年六月十六日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 睦

第三区	選挙区
一	定数
齋藤 佳彦	当選者氏名
課 東京消防庁人事 部厚生	所属

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

